

庄内南部地区合併協議会
第2回議会議員定数等検討小委員会

平成15年6月7日(土)

朝日村中央生涯学習施設すまいる

次 第

1. 開 会

2. 委員長及び副委員長の選出について

3. あいさつ

4. その他

5. 閉 会

庄内南部地区合併協議会

議会議員定数等検討小委員会名簿

(敬称略)

市町村名	区分	氏名	備考
鶴岡市	議長	榎本政規	副会長
	議員	斎藤助夫	
	議員	本城昭一	
藤島町	議長	高橋徳雄	
	議員	押井喜一	
羽黒町	議長	今井勇雄	
	議員	富樫孝一	(欠席)
櫛引町	議長	菅原元	
	議員	遠藤純夫	
三川町	議長	大滝助太郎	副会長
	議員	須藤栄弘	
朝日村	議長	進藤篤	
	議員	井上時夫	
温海町	議長	佐藤甚一郎	
	議員	富樫栄一	

庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱

(設置)

第1条 庄内南部地区合併協議会(以下「協議会」という。)規約第11条第1項の規定により、新市の議会議員の定数及び任期等に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

- (1) 鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・三川町・朝日村・温海町が合併した場合における議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- (2) その他、議会議員の定数及び任期に関し必要な事項

(委員)

第3条 小委員会の委員は、構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会より推薦された協議会の委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営等)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶 務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。